年　　月　　日

（宛先）●●（申請者）　殿

**「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答**

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、○月○日付で相談のあった再エネ発電事業に関する説明会の開催に関し、説明会に参加する「周辺地域の住民」等について、下記のとおり回答します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所 | （記載例）・○○市○○１００～１５０・○○市××１～５ | 【加えるべき理由】□災害等による影響が想定される□景観に関する影響が想定される□生活環境の影響が想定される（詳細：　　　　　　　　　　　　　　）□その他 |
| （記載例）・○○市○○１００～１５０・○○市××１～５ | 【加えるべき理由】□災害等による影響が想定される□景観に関する影響が想定される□生活環境の影響が想定される（詳細：　　　　　　　　　　　　　　）□その他kW |
| （記載例）・○○市○○１００～１５０・○○市××１～５ | 【加えるべき理由】□災害等による影響が想定される□景観に関する影響が想定される□生活環境の影響が想定される（詳細：　　　　　　　　　　　　　　）□その他 |
| 他の市町村への相談の要否 | □要（市町村：　　　　　　　　　　　　　　　　　）□不要 |
| 備考欄 |  |

※　理由について「その他」を選択した場合はその理由を記した書類を添付する。

※　住所の記載に代えて、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所が分かる地図等を添付することも可能。

四日市市　担当部署：環境部　環境政策課